

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人山梨大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、役員、内部監査部門その他の教職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役員及び教職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本部及び主要な部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、調査が必要な提出書類については、調査を実施いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 業務の監査結果

- 業務が法令等に従って適正に実施されており、中期目標の達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正であると認めます。
- 役員の職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

(2) 財務諸表等の監査結果

- 財務諸表は、適正に記載されているものと認めます。
- 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月17日

国立大学法人山梨大学

監事 鮎川 龍 巳

監事 古 井 明 男

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、

当国立大学法人が別途保管しております。